

3月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火) 午前10時～10時48分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
(宇部市琴芝町一丁目2番5号)
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、大草 知子、
正司 浩幸、村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、阿部 利男、
岡田 保子、壹岐 浩二
・・・(16人)

4. 欠席委員 内山 信行、富永 茂巳(2人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 非農地証明について
- 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の審査について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

第3 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
- 報告第2号 農地所有適格法人報告書について
- 報告第3号 農地等の利用状況報告書(一般法人用)について

6. 事務局 藤原局長、石川局長補佐、高瀬係長

議長： 定刻となりましたので、3月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。
欠席は2名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第5号までの付議事項22件及び報告事項3件となります。
以上で報告を終わります。

議長： 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
旧市地区の江本委員、厚南地区の河崎委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの旧市地区の議案、50番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

江本委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、50番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページから10ページの楠地区の議案、51番から54番まで4件あります。4件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、いずれも許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、52番に関連して報告第1号-1があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議 長： 楠地区の4件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか。

阿部委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、51番から54番までは、許可します。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は11ページから16ページの東岐波地区の議案、147番から149番まで3件あります。本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、147番は転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長および近隣地権者から

の了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 東岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、147番から149番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は17ページの西岐波地区の議案、150番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 西岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

村田委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、150番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は19ページ、21ページの旧市地区の議案、151番、152番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

江本委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、151番、152番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は23ページ、25ページの厚南地区の議案、153番、154番について説明します。なお、155番は、申請者都合により取下げとなっています。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚南地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか。

縄田委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、153番、154番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は27ページの楠地区の議案、156番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか。

壹岐委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、156番は、許可します。
次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。

事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は29ページから38ページの議案、83番から87番までの5件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の審査となりますが、厚南地区、二俣瀬地区において、委員に関する事項があるため、まずは厚南地区、つづいて二俣瀬地区について審査し、そのあとにそれ以外の審査を行います。それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、縄田委員の退席を求め、厚南地区について審査します。

(縄田委員退出 10:10)

事務局、厚南地区の説明をお願いします。

事務局： 議案書は4号-1の44ページおよび4号-2の62ページです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 厚南地区よろしいですか。

河崎委員： はい。問題ありません。

議長： 分かりました。それでは4号-1と4号-2についてそれぞれ採決します。4号-1について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、4号-1の厚南地区は原案通り決定します。つづいて、4号-2について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、4号-2についても厚南地区は原案どおり決定します。縄田委員、席にお戻りください。

(縄田委員入室 10:12)

つづいて、上田職務代理の退席を求め、二俣瀬地区について審査します。

(上田職務代理退出 10:13)

事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は4号-1の46ページおよび4号-2の63ページです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。二俣瀬地区の地区協議会において、46ページの借手、●●●●さんについて、これまでの他の土地での耕作状況を考慮し、耕作を確実にを行うことを意見として添えたうえで、原案通り承認することを確認しております。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

原野委員： はい。意見があります。

地区協会の意見としては、借手の方に必ず草刈り等の周辺環境整備に努めていただきたいという事が一番の思いです。

借手の●●●●さんについてですが、昨年の春頃に今回とは別の農地と近くの家を購入する予定であるとの話をお聞きしたのですが、その農地の購入については書類の不備等で一旦申請を取り下げられ、その後秋頃に事務局に相談に行かれたようですが、現時点では申請は出されていない状態です。

そこで、今回該当の農地については、瓜生野平野の基盤整備された場所のそばで、当初は国道二号線へのバイパス予定地であったのですが計画がなくなって基盤整備されぬままの状態の場所です。平均で6反あるかないか位の凄く小さい農地です。しかも私が見る限り30年以上耕作されていません。田は凸凹でアゼも痩せて水が溜まるのかなと凄く不安があります。先ほど申しました自分の家の近くにある農地に関する申請は滞ったままの状態、別の基盤整備されていない小さい田を借受けるというのは、本当に耕作されるのかちょっと疑問があります。

荒れている田を耕作して頂くのは大変良いことなので是非やってもらいたいですけれど、ぜひ耕作及び周辺環境整備をきちんとして欲しいという意見を付けていただきたいというのが私の意見です。以上です。

議長： 利用権設定において、住居地とは別の地域で耕作される場合、地域の約束事を無視してマイペースでやられる方が結構多いようですよね。以前の県会議でもそういう話になりまして、全国的に利用権設定者がやりたい放題のパターンが見受けられるとの話がありました。そこで事務局にお願いですが、その辺の所を明記して許可をおろすような形で持っていただきたいと思います。水利組合には従うけど、地域の道普請や溝普請には出ないで、草も刈らないのに言いたいこととは言うというパターンが見受けられます。

地区の委員や農家の方との話し合いが必要になるのでないかと思われますので、地域内で協議しながらすすめて頂きたいと思います。

二俣瀬地区よろしいでしょうか。

原野委員： はい。

事務局： それでは委員会として、「適正に耕作に取り組む事」に加え、「地域との連携協力を含む」という意見を添えたうえでの承認ということで宜しいでしょうか。

議 長： それでは4号－1と4号－2個別に採決します。
4号－1について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、4号－1の二俣瀬地区は原案通り決定します。
つづいて、4号－2について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、二俣瀬地区は原案どおり決定します。
上田職務代理、席にお戻りください。

(上田職務代理入室 10:22)

●●さんの件について話をしていました。

上 田 職務代理： まあ、割と若手ですのでむげに放り出すこともできないし、実は前の耕作者の方は、草刈をされていなかった方でその方の後に入られると聞いています。今回は家もそこに構えられるという事ですので少しこちらに腰を据えられる気があるのかなと思えます。

管理については、今までとあまり変わらないのかなとも思える一方、該当の農地は、畦は変わらなくても田んぼの中に木は生えたりしないと思えます。今後、地域に上手く入り込んで、お互いにコミュニケーションを取りながら、「いけないことはいけない」と、ものが言える関係を築きながら、地域に貢献してくれるかもわかりません。「今までがこうだったから、今回もこうだろう」という様な色眼鏡で見ることもいけないと思いますので、ゆっくり今後の事について話をしていきたいと思っています。以上です。

原野委員： 上田職務代理からの凄く前向きな意見は嬉しいですが、私には懸念のほうが大きいので、上田さんの思い通りになれば凄く嬉しいと思います。
以上です。

議 長： 私の情報では、お父さんは●●●●にお勤めだったらしいです。外国の方を雇用して、農機具の搬送機具も持っていらっしやるとこの事だったと思います。
すみませんけれども、皆様のご指導をお願いするしかないと思いますので、ご指導のほど宜しくお願い致します。
この件は宜しいでしょうか。

議 長： はい。それでは事務局、付帯事項として意見を付け加えてください。

事 務 局： 先ほどの意見の2点を添えたうえで了承するという事で承知いたしました。ありがとうございます。

議 長： はい。二俣瀬はこれから有望ですね。
今後問題になるのは、水利組合との関係だろうと思うんです。どれだけ二俣瀬の水利組合が権限を持っているかよくわかりませんが、みんなが水路を維持した

り、道路を維持したりするという事は、みんなで地域と農地を守るという事だと思います。地域でよく話し合いながら総会等で決めるべきだろうと思います。

大草委員： すみません。先ほど事務局の方から「地域と連携して」の条件を付けるとのことですが、この時に、例えば「1年以内に」とかですね具体的な条件を付けることはできないのでしょうか。その辺を曖昧にしていると次々と前例を作るような気がします。

議 長： 確かに●●さんやり手なんですよ。経営状態は不透明なところがありますが、多少米の値段が上がったから一息つく可能性もありますので、その辺のところはある程度様子をみてから決めていただきたいと思います。

大草委員： 何か、いい案はないですかね。データなどを示すことが出来れば説得力があると思うのですが。

事務局： 本議案は農業振興課で受けたものについて委員会に意見を求められているもので、委員会としては意見を付する事は出来るのですが、1年以内に解除というような条件を付けることではないかと思いますので、事務局と農業振興課の方でしっかり確認及び協議をしていきたいと思います。申し訳ございません。以上です。

議 長： はい。地域において、今後の営農状況の確認をお願いします。

議 長： つづいて、厚南地区、二俣瀬地区以外の審査を行います。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は39ページから57ページまで及び58ページから66ページの厚南地区、二俣瀬地区以外です。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借及び所有による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
まず、4号－1から
東岐波、西岐波、厚東、小野、船木、万倉、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。
(該当地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
4号－1について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号－1は原案どおり決定します。
つづいて、4号－2について
西岐波、小野、船木、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号－2は原案どおり決定します。
次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）の審査となりますが、委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、野村委員の退席を求め、審査します。

（野村委員退出 10：43）

事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は67ページ、68ページです。該当農地の貸付先への配分について意見を求められております。これは、議案第4号にて中間管理機構である、やまぐち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を有する農地について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議 長： 事務局、小野地区について地区協議会の意見はいかがですか。

事務局： 地区協議会にて異存ないことを確認しています。

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、「意見なし」として回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
野村委員、席にお戻りください。

（野村委員入室 10：44）

付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は3件あります。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は69ページから72ページです。農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。なお、報告第1号－1は、先に説明しました議案第1号3条申請の52番に関連する報告です。
報告第2号、議案書は73ページから80ページまでです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
報告第3号、議案書は81ページから86ページまでです。市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。
以上です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。

事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、3月定例総会を閉会します。

(終了時間10:48)